

前田厚子議員

第1 標題「多子・多胎児家庭への支援について」

1 回目の質問

公明党の前田あつこです。

只今、議長より許可をいただきましたので令和5年12月議会におきまして市政一般に関する質問をさせていただきます。

少子化対策は、授かった命を大切にまた、今いる子ども達の笑顔を守ってあげることが、対策の第一歩だと思い、2つの標題で質問します。

第1 標題 多子・多胎児家庭への支援についてお聞きします。

1 点目、2023年にこども政策の推進の為国において、「こども家庭庁」が設置され、いよいよ令和6年から本格施行される事になっていますが、それを受け、本市に於いては、「こども家庭センター」が、令和5年4月に体制を整え来年に向けいち早く始動しました。

この子育て支援センター内に整えられた「こども家庭センター」は、すでに多くの子育ての悩みや相談に寄り添ってくださっています。私も多子家庭の子育てで産後うつで悩んでいるお母さんの相談に伺い実感したところですが、伴走型という寄り添う支援の為、どのような相談体制が敷かれているのかお聞かせください。

2 点目、多子世帯のご家庭での、大きな悩みは、やはり金銭的な問題でした。双子であれば、全て同じ物を2つずつそろえなければなりません。それは、想像以上の負担になるそうです。少しでも、応援できないものかと思えます。例えば、市として双子手当や多胎児手当など、また、金銭でなくても例えば、おむつ券であったりミルク券なども考えられます。その点も検討して頂きたいと思いますが市の考えをお聞かせください。

3 点目、本市では、子育てに関しては、特に国に先駆けて1年も早くから「こども家庭センター」を設置しスタートしています。

また、国の児童手当が所得制限撤廃のうえで高校3年生までを対象に2024年12月から施行されますが、本市では、国に先駆けて令和5年10月から第1回目の支給が実施されて市民からは、大変に喜ばれています。

そこで、児童手当ですが、今国会でも話題になっている「第3子」の考え方について市長にお伺い致します。

現在、高校生以下の子どもを上から順に数えて3人目以降として、2024年12月から第3子以降に「月3万円」が支給されるようになります。

しかし、第1子が高校を卒業すると第2子が第1子に、第3子は第2子とみなされ第3子で得られる増額対象から外れます。

その考え方は、実態にそぐわないのではないのでしょうか。上の子が高校を卒業しても、第3子はあくまでも第3子であるようにと国にも多くの人の声が届けられているようです。

今後、国の考え方がどう変わるかは分かりませんが、多子家庭への大きな支援につながると思いますので、市長には、「上の子が高校を卒業しても、第3子はあくまでも第3子」とする考え方に、是非ご賛同いただきたいと思います。市長の考えをお聞かせください。

4点目、ここでは、特に双子のお子さんをお持ちのお母さん方からのお話です。

一番困ってることや、市にどんな支援を要望しますかと、双子のお子さんをお持ちの何組かのお母さんやお父さんにお聞きしたところ、本当に皆さん同じようなお話をしてくださいました。

一つは、睡眠不足で体調不良になる。その為、家事や育児がおろそかになり誰か助けて欲しいと何度も思ったそうです。市には、こうした支援にも、ホームスタートという支援がありますね。

また、皆さん市のファミリーサポートを大変に頼りにしていたことでした。特に、妊娠中に、ファミリーサポートへの登録ができれば本当に助かると話していました。又、その使用料も2人目は、無料にして欲しいと切実でした。

そこで、私が、担当に皆さんの声を届けると、本市では、既に、妊娠中の登録・面談をして預け先の確保もできますよとのことでした。また、来れなければ、訪問もします。と言われました。利用料金も1人1時間700円のところを市で半額助成しているので1時間350円で利用でき、2人や3人の利用時も半額助成され、県内どこの自治体でもやっていない事を実施してくださっていました。

このように、富士吉田市が行っている様々な施策や支援を通じて、私たちの生活は、大変に潤ってきていると感じます。

妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援の状況は、1点目でお聞きしましたが、ここでは、多子世帯・多胎児家庭への支援について、市では、どのような取り組みを行っているかお聞かせください。

以上で、第1標題の1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

前田厚子議員の多子・多胎児家庭への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援についてであります。現在、本市では、妊娠届出時及び妊娠8か月時において、妊婦の方がお困りのことや不安に思っていることなどに関するアンケート調査を実施するとともに、出産に向けた母子の体調管理や出産後の育児への不安や悩みの解消を図るため、保健師、看護師及び助産師などの専門的な視点による相談支援を行っております。

また、出生後においては、乳児家庭への全戸訪問や乳幼児健診などを通じて、育児負担や子どもの発育・発達など、それぞれの子育て家庭が持つ不安や悩みへのきめ細かな相談体制をとっており、こうした妊産期・子育て期の相談支援を通じて、全ての妊婦・子育て家庭の悩みや相談に寄り添い、いわゆる「伴走型」の子育て支援に努めているところであります。

次に、2点目の多子世帯への手当の支給等についてであります。現在、本市においては、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るべく、国が児童手当の対象外としている高校生世代の児童を対象に、全国の自治体に先駆けて、本市独自で、児童一人当たり月額1万円の「特別支援金」を支給しているところであり、市民の皆様から高い評価をいただいております。

こうしたなか、国においては、現行の児童手当について、対象年齢の拡大や第3子への支給額の大幅な増額などを含む見直し案を、来年1月の通常国会に提出する見通しとなっております。

このように、国における子どもへの手当の充実が見込まれておりますので、多子家庭を含む子育て世帯への手当の支給につきましては、まずは、国の動向を見定めつつ、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

また、おむつやミルクの購入費に関する助成につきましては、現在、0歳から1歳までのお子さんがある全ての子育て家庭を対象に助成制度を導入するよう調整してお

ります。実施に当たりましては、子育て家庭の皆様の御意見にも耳を傾け、実効性のある内容とした上で、可能な限り早期の実現を図ってまいります。

次に、3点目の児童手当における第3子の考え方についてであります。児童手当の支給は、「法定受託事務」であり、国が本来行うべき事務を、国が定めるルールに従って市町村が一律に実施することとされております。

現行の制度では、子どもが3人居る場合であっても年長の子どもが高校を卒業したときには子どもは2人とみなされ加算を受けることができない制度となっております。今後、国が、「第3子」の対象について、範囲の拡大をするに当たり、財政上の問題、成人年齢に達した大人を「第1子」、「第2子」などと取り扱うことの可否などについて十分な検討を行うものと承知しております。最終的には、子育て世帯の支援、少子化対策などにもつながる運用拡大が行われるその方向性について、私としては、賛同できるものと考えております。

次に、4点目の多子世帯・多胎児家庭への支援の取組についてであります。特に、多子世帯・多胎児家庭への支援につきましては、1点目の御質問で答弁申し上げました「伴走型」の支援のほか、お住まいの地区の担当保健師により、一人一人に寄り添った相談支援体制をとっております。

具体的には、妊娠期におきまして、両親向けの教室や沐浴指導での各種情報の提供、個々の健康状態に応じた定期的な電話連絡や個別訪問などを実施するとともに、産後におきましても、母子の状態により、週に1回の頻度で連絡訪問を行うなど、きめ細かな支援に力を注いでおります。

また、産後うつ予防や育児不安の解消に必要な保護者の心身の休息をとるためのレスパイトケアの提供、双子の親子などが集い、お互いの悩みなどを共有・共感し合うことのできる「ふたごの会」の開催など、多子家庭に寄り添った様々な支援を提供しているところであります。

今後におきましても、多子世帯を含む子育て世帯の皆様へのサポートについて、全力で取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「児童虐待防止の取組みについて」

1 回目の質問

第2 標題 児童虐待防止の取り組みについてお聞きします。

最初に月を越えてしまいましたが、毎年11月は、「児童虐待防止推進月間」です。

本市の庁舎の玄関にオレンジのリボンで飾られているツリーに気づかれたでしょうか。また、子育て支援センターの玄関にもオレンジのリボンでふちどりしたポスターが飾られていました。オレンジリボンは、2004年に栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待され、亡くなった事件を受け市民団体などが虐待防止の意識啓発のために始めたのが「オレンジリボン運動」のシンボルマークです。

1点目、ポスターにある「189」を「いち早く」と覚えていただき、虐待かなと思ったら勇気を出して通報できるように、庁内だけでなく、様々な人が集まる所に大きなポスターを貼っていただきたいと思います。そして、児童虐待等が少しでも早期に発見できるように、より多くの市民に、今以上に周知すべきだと思いますが、その方法をお聞かせください。

2点目、児童虐待の実態についてお聞きします。

全国の児童相談所が2022年度に対応した虐待相談件数は、21万9170件と過去最多となりました。2021年度の死亡事例は50人に上り、その約半数は、0歳児と、生まれたばかりの赤ちゃんです。これは、本市でも人ごとと捉えてばかりはいられません。

こうした児童虐待に関する通報や相談件数なども年々増加傾向にあると思いますが、現状における本市の児童虐待の実態をお聞かせください。

3点目、体罰によらない子育てについてお聞きします。

連日のように痛ましい児童虐待事件が報道されるなか、しつくと称して虐待が繰り返されています。児童虐待については、体罰や虐待に至ることを未然に防ぐため、早期発見や早期安全確認などの的確な対処が重要になります。

こうした事からも、体罰によらない子育てについて、市の責務として、広報啓発活動を積極的に行う事の重要性を痛感します。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加しています。

こうした現状に鑑み、政府は、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生の予防から発生時の迅速かつ的確な対応、

自立支援に至るまでの一連の対策強化の為、2016年5月に「児童福祉法改正」が成立し、児童相談所と市区町村の体制が強化されました。

しかし、コロナ禍により自宅で過ごす時間が増え、親が抱えたストレスのはけ口が、弱い立場にある子どもに向かうなど状況はさらに深刻になりました。

市として体罰などによらない子育ての推進などにも取り組む必要があるのではと思いますが、どのように考えているかお聞かせください。

4点目、「妊娠そうっとSOS山梨」についてお聞きします。

私は、先日の山梨日日新聞の「母子守る支援体制の強化を」と題した論説にて、「妊娠そうっとSOS山梨」と言う相談窓口がある事を知りました。幼い子どもに手を掛けるなど、普通なら誰でもやってはいけないことだと知っています。しかし、予期せぬ妊娠に困り果て「どこに、誰に」相談したらよいのかパニックになってしまうようです。

そんな時、こうした窓口があれば、どれほど心強いか知れません。

「妊娠したかもしれない・・・」、「学校に知られたくない・・・」など、望まない妊娠に関して、公的機関や医療機関には相談しづらい悩み・相談が、せめて、民間機関である「妊娠そうっとSOS山梨」に届くよう、多くの皆さんに知っていただきたいと思います。

まずは、一人で悩み苦しんでいる人のために、この相談窓口について、市民に広く周知していただきたいと考えますが、市の考えをお聞かせください。

5点目、児童養護施設を訪ねて、お聞きしました。

児童養護施設では、保護者のいない児童や虐待されている児童に安定した生活環境で養護し、その成長を見守り、いよいよ退所を迎える者に対する相談その他の自立のための支援を行う事を目的とするとのことでした。

2016年に「児童福祉法改正」が成立した時に、家賃や生活費など必要な資金を無利子で借りられ、5年間の就業継続で返還免除される「自立支援資金の貸付事業」が創設されました。

児童養護施設などを出た後も、安心して気軽に相談・支援が受けられる拠点なども設けるべきだと思いますが、その点は、市として、どのようにお考えですか。お聞かせください。

以上で、第2 標題の1 回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

児童虐待防止の取組についての御質問にお答えいたします。

児童虐待のない社会の実現のために、一人一人の意識の変化を促すことは非常に重要なことであると認識しております。したがって、児童虐待防止に関して様々な方法で周知することにより、児童虐待に対する一人一人の意識の向上を図るとともに、他の関係機関と連携するなかで支援体制の更なる充実を図り、どなたでも安心して相談できる体制の確保に努めてまいります。

児童虐待防止の具体的な取組につきましては、市民生活部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の市民生活部長答弁

児童虐待防止の取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の児童虐待防止に係る周知についてであります。現在、児童虐待に係るポスターについては、市内小中学校、コミュニティセンター、地区会館などに掲示し、また、児童虐待防止に関しては、乳児家庭への全戸訪問時に母子等への個別説明、市の広報紙及びホームページへの掲載など、様々な方法により周知を行い、児童虐待に対する一人一人の意識の向上を図っているところであります。

一方で、児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき課題でもありますので、市民の皆様にも御理解をいただくなかで、児童虐待に対する意識を高めるための啓発活動に御協力をいただければと考えております。

次に、2 点目の本市における児童虐待の現状についてであります。本年度、本市に通報のあった児童虐待件数は、10 月末時点で44 件となっており、既に、昨年度の28 件を上回るペースで推移しております。また、児童家庭相談の受付件数は、10 月末時点で168 件となり、このままのペースで推移すると、昨年度の237 件を上回る見込みであります。

次に、3点目の体罰によらない子育ての推進についてであります。令和元年6月の児童福祉法等の改正により、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行されております。

本市では、この法改正を踏まえ、啓発ポスターやパンフレットを市内の小中学校や公的機関に配布するとともに、しつけによる体罰が確認できた場合には、それが法律で禁止されていると注意喚起を行う一方で、保護者が子育てに悩んでいる様子がかげるときには、適切な支援につなげるための相談等も実施しているところであります。

今後も、こうした考えの下、子どもに対する体罰のない社会の実現のために、一人一人の意識の変化を促すとともに、本市が提供する様々な子育て支援サービスを積極的に御活用いただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の妊娠に関する悩み・相談窓口の周知についてであります。前田議員御発言のとおり、現在、「妊娠そうっとSOS山梨」において、予期せぬ妊娠、望まない妊娠に関する悩みに対する相談等の支援が行われております。

本市といたしましては、子育て支援課の窓口や医療機関などに相談していただければと考えておりますが、公的機関などには相談しづらい悩みをぶつけることのできる、こうした窓口があることは、大変意義のあるものと考えております。

こうしたことから、現在、本市のホームページにも「妊娠そうっとSOS山梨」の情報を掲載するなど、市民への周知を行っているところであります。

いずれにいたしましても、妊娠に関する悩みに対する相談がある場合には、市の子育て支援課を始め、医療機関や民間機関等に様々な相談窓口が設けられておりますので、いずれかの窓口に必ず御相談いただきたいと考えております。

次に、5点目の児童養護施設などを出た後の支援についてであります。新たに拠点を設けるまでもなく、福祉課において、生活困窮者自立相談支援として生活に不安がある、あらゆる方々の相談を受け付けております。そのなかで、児童養護施設の退所者から生活資金について相談があった場合には、法改正により新たに制度化された、山梨県社会福祉協議会が実施する「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」による貸付を受けられるように御案内いたします。

このように、他の関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に取り組んでおりますが、今後におきましても、重層的な支援体制の充実を図り、どなたでも安心して相談できる体制の確保に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

移住・定住や人口増に、大きなウェイトを占めているのが子育て環境だと思います。その点、本市では県内で唯一の日帰り産前・産後ケアセンターを備え、寄り添う支援は大きな安心に繋がっていると思います。

今後も、子育てで困っている事があったら、子育て支援センターに行けば、一歩前に踏み出せるかもしれないと、若いお母さん達に安心感をもって頂けるような体制を広げていって頂ければと思います。